

第140回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成26年7月15日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（10名）

道上正規、濱田香、片木克男、竺原晶子、辻富美子、金山耕平、遠藤宏子、里見泰男、坂本昭文、谷本圭志

2. 欠席者（6名）

島林昌子、徳嶋靖子、木谷清人、門脇京子、藤縄喜和、佐々木秀明

3. 説明のため出席した者

県土整備部 山口次長、技術企画課 竹森課長、六條室長

4. 事務局

技術企画課 川原係長、河原土木技師、和田土木技師

道路建設課 石賀補佐、永田係長、徳田土木技師

米子県土整備局 計画調査課 森田課長、岩佐係長

5. 開催日及び場所

日 時：平成26年7月15日（火） 午後2時00分から午後4時05分まで

場 所：県庁第34会議室（鳥取市東町1-220）

6. 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

議案第1号

米子境港都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し

議案第2号

淀江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し

議案第3号

米子境港都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の見直し

議案第4号

米子境港都市計画道路の変更

(3) その他

(4) 閉会

7. 会議議事

14:00 開会

(竹森課長) 都市計画審議会を開会いたします。委員の皆さまにはお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。本日出席いただいております委員の皆さまの出席者数でございますが、10名ということでございまして、全委員16名の過半数以上の出席となっております。鳥取県都市計画審議会条例第6条第1項によりまして、当審議会が成立していることをご報告させていただきます。

なお、今年4月の鳥取県庁の組織改正によりまして、これまで生活環境部景観まちづくり課が所管しておりました都市計画関係業務につきまして、今年度より県土整備部技術企画課が所管させていただくことになりました。申し遅れましたが、私は技術企画課長の竹森と言います。どうかよろしくお願ひします。それでは、審議に先立ちまして鳥取県県土整備部の山口次長がごあいさつを申し上げます。

(山口次長) 鳥取県県土整備部次長の山口でございます。皆さまがたには平素から鳥取県の行政につきまして大変お世話になっております。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。また先程、竹森の方から話がありましたように、都市計画業務が平成17年度から10年ぶりに県土整備部の方に戻ってまいりました。もともとは県土整備部の中で業務を行っていたのですが、生活とまちづくりを違う視点で見たらどうかということで、昨年度まで生活環境部にて都市計画業務を行ってまいりましたが、この度、街路、都市基盤の整備を効率に進めていこうということで県土整備部に業務が戻ってまいりました。昨年12月に国土強靱化法という法律が成立されました。これはよくマスコミの方で丸投げ法だと言われておりますが、中身をよく見ていただきますと、大規模な自然災害があったときとか、何か事故があったときに国を挙げての大きな危機管理をどうするのか、こういったことをやっていくソフト、ハード、そういったものをよく考えて見直していこうという法律でございます。大きな趣旨は、首都圏直下地震、東南海の地震、東日本大震災などを見た上で、今後、日本という国が少子高齢化の波の中で本当に何かあったときに困らないようにしていくにはどうしようかということで、そういう法律が定められたわけでありまして。従いまして、この都市計画も同様に今後の日本の将来を見据えながら、少子高齢化、そして危機管理の面で都市機能はどうあるべきか、こういったことも併せ持って今後考えていかなければなりません。ですので、皆さまにおかれましてはこういった従前からの鳥取の未来づくりだけでなく、今後は都市機能のコンパクト化だというような話もあるようです。いろんな広い視点で、さらに幅の広いご議論をいただきましてご審議いただければと思っております。本日は4つの議案についてご審議をお願いしたいと思っております。4件とも米子、境港関係でございますけれども、米子境港都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し、そして淀江都市計画区域の整備の開発、保全の方針の見直し、そして米子境港都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の見直し、そして4番目でございますが、米子境港都市計画道路の変更という4つでございます。いずれも予備審議でございます。また本審議の方でもご議論いただきますけれども、どうぞご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。本日はよろしくお願ひします。

(竹森課長) それでは先程のお話もございましたように、事務局側も替りましたので、前列の方簡単に紹介したいと思います。まず、こういった都市計画を担当する部署でございます都

市計画室の六條室長でございます。

(六條室長) 六條です。よろしくお願いいたします。

(竹森課長) 先程あいさついたしました県土整備部の山口次長。

(山口次長) 山口でございます。よろしくお願いいたします。

(竹森課長) 今回の案件は県西部の米子管内ですが、県土西部総合事務所米子県土整備局の計画調査課、森田課長でございます。

(森田課長) 森田です。よろしくお願いいたします。

(竹森課長) あとそれぞれの部署の担当職員も参っておりますのでどうぞよろしくお願いいたしますと思います。会の進行の都合上、出席委員の紹介の方は省略させていただきます。お手元に委員名簿の方をお配りしておりますので、ご参考にしていただければと思っております。それから委員の皆さまには事前に資料を配布しておりましたが、先程一部の資料の方を差し替えさせていただいております。改めて本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、議案概要はございますでしょうか。議案説明資料が1番から5番まであります。このうち資料の1と資料の2を差し替えさせていただきました。資料が不足しているとか、あるいは印刷が不明確などございましたら交換させていただきます。

(竹森課長) それでは会議の方を進めさせていただきます。議長の方は道上会長にお願いしたいと思います。進行をよろしくお願いいたします。

(道上会長) それでは只今から審議に入らせていただきます。本日は4つの議案が用意されています。これらすべて予備審議ということでございまして、今日すべて結論が出るということではなく、順次議論していただいて、そして次の段階で結論を審議をしていただき、そして諮問していただく、こういうことになろうかと思っております。それでは早速ではございますが、議案1、米子境港都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

(六條室長) それでは議案1、議案2についてまとめて説明をさせていただきます。資料の方はお手元にあります資料1と資料の2、及び資料の3、そちらを使って説明させていただきます。

まず、議案1の「米子境港都市計画区域のマスタープラン」、と議案2の「淀江都市計画区域のマスタープランの見直し」、まず2つに共通する事項についてまとめて説明をさせていただきます。

今回の審議内容でございますが、まず両方のマスタープランの見直しに関する審議の経過についてざっとおさらいさせていただきたいと思っております。平成24年度からマスタープランの見直しに着手させていただき、住民の皆さまから意見を聴取しながら見直しの方向性、課題の抽出等を行ってまいりました。その検討状況につきましては都市計画審議会開催の都度ご報告をさせていただきました。平成25年になり、見直しの方向性を整理した事項から順次、最初は平成25年の10月24日に第137回の都計審に正式に諮問させていただき、予備審議をスタートさせていただいております。それで、前回の139回都市計画審議会におきまして一通り予備審議をしていただいたところです。139回の審議会での主なご意見を下にざっと書いております。「簡略化され地元でしっかりと議論できるように配慮がされている」ですとか、「既存ストックの有効活用、地区計画導入など、各種事業手法の活用の検討」にも記載したほうがよいのではないか、といった意見。さ

らに「米子道の延伸」の話、それから「耕作放棄地対策」といったような主なご意見いただきました。審議結果といたしましては、見直しの方向性について特段の異論は出されませんでした。

その後、2市1村との調整を経まして素案を作成しました。工程スケジュールについて説明させていただきますが、今後の法手続きを行う際に提示する素案について、今回ご審議いただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、主な見直し事項について説明させていただきます。資料2の目次をご覧ください。都市計画区域のマスタープランは、大きく3つの柱からなっております。1に都市計画の目標、2に区域区分の方針、3に主要な都市計画決定の方針となっており、それぞれの項目ごとにさらに細分化される組立となっております。都市計画区域マスタープランで唯一の決定事項は、2の区域区分の方針の決定です。それ以外については、都市計画の目標、方向性、方針といったものを挙げ、これらに則ったかたちで、土地利用規制や都市計画施設の決定がなされます。

では、内容の説明に入らせていただきます。まず、「都市づくりの課題及び目標」ということですが、地元の皆さんや市町村より、地域コミュニティの維持・活性化、農村部における住宅建築の規制緩和等という要望をいただきましたので、これらを明記しております。さらに、人口減少だとか高齢化こういったいろいろな社会情勢変化を踏まえ、言わば時点修正を行うといった内容となっております。

現行の骨子と見直し素案の骨子を左右に比較しております。現行では「コンパクトな都市づくり」としておりましたところを、「地域コミュニティの活性化」としております。それから1番～7番につきしても、若干言葉が違いますが、ほぼ番号どおりに対応したかたちで、ちょっと言い回しを変更させていただいております。

続きまして2の「広域的位置づけ」です。これにつきましては、西部地域の全体の広域的な位置づけですので、そんなに大きな変化はございません。ただし日吉津村につきましては、国道431号線のイオンモールなど、商業施設が立ち並んだところがございしますので、「沿道型商業拠点」というものを追加記載しております。

続きまして「区域区分の方針」です。区域区分につきましては、現在も区域区分あるということで線引き都市となっております。これまで、地元の皆さんといろいろと意見を交換してきたところ、なかには「区域区分の廃止」というような意見もございましたが、基本的には都市の拡散防止のため「区域区分は必要」だというような意見が大半でした。今回につきましては、区域区分を維持するというにしますが、但しそういったご意見もあったことを踏まえ、「土地利用の動向等を勘案し、必要に応じて区域区分の廃止の必要性を検討する」といった表現を加えさせていただいております。

それから2番目としまして、「市街地の配置方針」です。これにつきましては、区域区分を維持して良好な環境を保ちながら、市街化調整区域内での開発要望と調整を図ろうということでございます。具体的には、米子市の西、上福原地区、それから日吉津の国道431号沿いにつきましては、市街化調整区域内での開発要望がございします。対応方針としまして、地区計画を導入し、農地と共存できるようなかたちで住宅系の建築を認めるということで、上福原地区、上福原を市街地として位置づけ、「地区計画の導入等を検討する」と記載しております。

それから国道431号沿い（日吉津）を市街地として位置づけ、「地区計画の導入等を行う」という表現にしております。表現が、一方は「導入等を検討する」、もう一方は「検討

を行う」と、ちょっと違いがありますが、これは、431号沿いについてはかなり熟度が上がっておりまして、マスタープランが変更されれば、すぐにでも地区計画を定めるというところまでできているためです。

続きまして、「主要な都市計画決定の方針」でございます。1つ目としまして、土地利用の主要な都市計画の方針でございます。1番目に米子駅南地区でございます。こちらにつきましては現行の骨子では、米「商業地の転換を検討する」とはっきり、「商業地」と書いてあります。米子駅南北一体化につきましては、昨年から言われ始め、平成28年度に都市計画決定、平成30年度には工事着手といったようなスケジュールが公表されたところです。今後、駅北、駅南、全体でそういった土地利用の計画も踏まえて検討がなされるというようなことで、現時点では「商業地」に特定といった状態ではないということですので、見直し素案としましては、「今後の土地利用の方向性を検討する」というような表記に変更しております。

続きまして、崎津地区でございます。こちらにつきましては、工業系の用途地域が指定された市街化区域でございますが、現行の骨子では、「工業地」として維持するとありますが、現在メガソーラー、太陽光発電施設が設置されております。ただしこれも将来的にどうなるかは、まだ分からないというようなことがありますので、現状を書いた上で、将来的にはそれ以降の「土地利用の方向性を検討する」といった表現にさせていただいております。

次に「居住環境の改善または維持に関する方針」です。社会情勢を踏まえ、既存ストック（空き家等）の有効活用を中心とした記述に見直します。これは具体的に申しますと、市街化区域内の既存集落ですとか、密集市街地に関する内容です。現時点の骨子が、面整備の促進が防災性の向上に直結する、イメージとしましたら、区画整理で道路を造り、それにより、避難しやすいですとか、延焼を阻止するというような意味合いで書かれていたものと思われませんが、現状ではなかなか難しいというのもあって、未だにそういった状況が残っているということになります。このようなことから、「住環境改善や防災性向上を図り、既存ストックの有効活用を進めると共に地区計画等の事業手法の活用を検討する」というような表記に変えさせていただいております。

続きまして「優良な農地の健全な調和」という項目でございます。こちらにつきましては、主に市街化調整区域になります。弓浜半島を中心としました耕作放棄地、こういったものがかなり多くあります。こういったところで、人口減少や、高齢化に伴う地域コミュニティの低下を改善するため、住宅等を建てられるようにならないかといったような要望をかなり意見交換の中でいただいております。

主に境港市であります。優良農地の保全という大前提がございましてなかなかそういった調整区域内の、幹線道路の沿線の開発ですとか、既存集落の近くの開発などは全く俎上にも上がらなかったのですが、調整区域内の個人住宅の建築に関しましては、境港市と調整を図りまして「優良農地の保全を前提として個別に検討する」というような表記に変えさせていただいております。

それから4番目としまして、「計画的な都市的土地利用の実現」というところがございます。調整区域内での建築の要望というのがございます。市街化調整区域内のうち、「34条11号区域」を外れた南部の春日地域とか南部地域といった既存集落におきまして、分家とかそういったものしか現在は建築ができないという規制が当然ながらかかっておりますが、そういった規制によって人がどんどん減っていき、コミュニティも崩壊するの

ではないかというようなことがあります。そのため、分家などの条件に関わらず、個人所有の住宅であれば建てられる、一部例外を認めたような条例が「34条11号に関する条例」になっていますが、これのエリアの拡大について取組みを行って行くことで、住宅建築に関する規制緩和を行うという表現になっております。

続きまして「都市施設に関する主要な都市計画決定の方針」でございます。主に道路、港湾、空港、河川とありますが、道路につきましては10年以内、それから20年以内というようなところで、実際に動いている事業ですとか、确实なところ、そういったものについて主たる、主要な事業について列記させていただいております。

また、いろいろご議論が都計審からもありましたけれども、米子と境港を結ぶ高速道路、具体的には現在西部の方で会議が行われているところですけれども、「米子境港を結ぶ主要な幹線道路等」という表記にさせていただいております。それから港湾、空港、河川につきましては、各々各施設の管理者の皆さまから意見をいただきまして、現行の骨子の中で終わっているものは当然削除しますけれども、今後、今取り組んでいるもの、さらには今後取組むもの、そういったものについて見直し記載しております。

資料2の19ページ、こちらの方をご覧くださいと思います。アの基本方針の中の4つ目のポツ、「米子中央線（市道）や云々」と書いているところがございます。長年未着手の都市計画道路がありまして、平成25年の2月に日本海新聞に掲載されましたが、地元の方々が「道路ができることを確認して土地を買ってきたのに全く道路が出来ない」ですとか、「建築に制限がかかっている」というようなご意見が出されておりました。そしてこういったご意見を踏まえてだとは思いますが、今年の2月の県議会でも、米子中央線という市道が取り上げられまして、質問としましては、「整備するなら事業スケジュールをこの都市計画のマスタープランに明記するべきではないか」とか、「事業をしないなら廃止するべきだ」というようなご質問をいただきました。それで、「引き続き丁寧に米子市と議論を続けていきます」という答弁をしたところがございます。その後、4月に米子市の方といろいろ議論を交わしましたが、防災上必要とは認識しているが厳しい財政状況の下で整備目標というのは明記しづらいというようなご意見をいただきました。マスタープランの中で、白黒ははっきり書くことができないということで、今回、この4ポツ目に書いておりますように、「基本方針の中でその白黒をはっきりするようにしましょう」というような意味合いで、「地域住民と十分な合意形成を図りながら可及的速やかに都市計画道路としての存続、廃止等の整備方針を決定する」というような表現にさせていただいたところがございます。パワーポイントの方には入っておりませんが、今回追加したこの点につきましては十分ご審議いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ちょっと飛びましたが、(3)の「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」でございますが、現行の骨子の中は、土地区画整理事業が米子駅前西地区、観音寺地区といったところで盛んに事業がされていたころの表現となっておりますが、そういった事業が現時点ではほぼ終わっておりますので、今回は新たな市街地開発事業も見込まれないことから、具体の整備目標は記載せず、方向性のみ、「都市基盤施設の整備を検討する」という表現にさせていただいております。

以上、ざっと説明させていただきましたが、これを踏まえて図で表したのがこちらのマスタープランになります。凡例の黄色の住宅地から紫色のところまでは土地利用を表したもの。その下の3つの横長の丸が拠点を表したもの。小さい○がレクリエーショ

ン施設、それとあと道路関係と鉄道といったものを図示しております。

では続きまして、淀江都市計画区域のマスタープランについて説明をさせていただきます。淀江のマスタープランにつきましても地元の皆さんと意見交換をさせていただきました。見直しの方向性としましては米子境港同様ですが、地域コミュニティの活性化、こういったものを明記させていただいております。

現行の骨子の中で、あまりまちづくりに関係ないのではないかと思うようなところを見直しました。見直し素案の骨子としましては、1番目に地域コミュニティの活性化、2番目に地域資源を活かした魅力づくりというようにまとめさせていただいております。また防災減災都市づくりですとか、住民を主役とした透明性のある都市づくりというようなことで、4つの柱とさせていただいております。

主な見直し事項である「都市計画の目標」の中の「広域的位置づけ」についてですが、土地利用の現状としましては、淀江都市計画区域につきましては線引きはなされておられません。「農・住が混在したエリアが増加している」というようなことを地元の皆さんと意見交換させていただき、「線引きするべきではないか」、逆に「線引は必要ない」とかいったご意見などいろいろありました。結果的に、どちらかの意見にまとまるところまで至らなかったため、今回の見直し素案の骨子としましては、「必要に応じて米子境港都市計画区域と淀江都市計画区域、これの再編の方向性を検討する」という表現にさせていただいております。

それから土地利用の「主要な都市計画決定の方針」でございます。こちらにつきましましては、見直し素案の骨子の中で代表的な3地区を明記させていただきました。「国道9号沿い」に商業・業務機能が集積し、住宅開発が進行、それから「淀江・今津地区」は密集市街地が広がっている、「淀江地区以南」は優良農地が広がり集落地が点在。こうした中、農・住混在や防災上の脆弱といった問題が生じているということで、「今後の土地利用のあり方を検討していく」といった表現にさせていただいております。

以上を図に表したものがこちらのマスタープランでございます。

それで、今後のスケジュールでございますが、本日7月15日予備審議をお願いしているわけですが、今後、農水省、国交省、それから地元市村等と事前協議を行い、その後公聴会、パブリックコメントの手続き、さらには都市計画案の縦覧を経まして、予定では本審議の方を11月頃をお願いしたいと思っております。本審議がご承認いただけましたら、法定の手続きということで関係機関等によりまして都市計画決定を行うというようなスケジュールを考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(道上会長) どうもありがとうございました。第1号議案と第2号議案は関連しているということで、事務局から2つ併せてご説明いただきました。

それから、議事録署名委員の指名をすることを忘れていましたので、今から指名させていただきます。では、濱田委員さんと里見委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、議案1は先程詳細に説明のございました米子と境港の都市計画区域のマスタープランについて、それから議案2は、淀江都市計画区域の都市計画のマスタープランということでございまして、この2つは関連しているということで一緒にご説明いただきました。これについては本日は予備審議ということで、これが

最終的なものになるわけではございません。先程、ご説明がございましたように今日、皆さんがたからいただいた意見を踏まえて、それをきちっとしたものにして、今度、公聴会を開いて、それで住民の各地域の住民皆さんがたからご意見をお聞きして、そして、もう一度都市計画審議会に上げて、審議会で決定する、こういう順序でございます。

そこで、今日は予備審議ということで、いただいた説明について何かをつけるとか、あるいは新しい知見がございましたら、入れていただければ非常に結構かと思えます。

それから、この予備審議の原案を作るために、西部委員の皆さんがたには大変お世話になって、住民の皆さんがたと何回か西部で意見交換をしていただいた。その成果も当然ながらここに反映されているということのようでございますので、どうぞ忌憚のないご意見をお聞かせ願いたいと思えます。

東部の方とか中部の方でももちろんいいですが、西部の委員さんが、特に関連が非常に深いので、できればそちらの方からもご意見いただくと非常にありがたい、こう思いますのでよろしく願います。どうぞ。

(辻 委員) 辻と言います、どうぞよろしく願います。米子駅南地区についてなんですけど、平成30年に南北一体化を進めるという感じですか。

(六條室長) 工事に着手、着工です。

(辻 委員) 着工するのが平成30年ですね。それで、今までは駅南地区を商業地へ転換、検討するということだったので、今後は社会経済情勢を見てからその利用については「検討をする」ということになるのですね。

(六條室長) はい。

(辻 委員) これは何か理由があるんですか。

(六條室長) 社会情勢などを見ながら、実際にはJRと米子市と鳥取県で、南北一体化に関する協議会を立ち上げて、その中で、そういった駅の南北化・自由通路だけではなくて、駅前、駅北側の広場ですとか、駅南側のまだ開発されてない土地などを含めた絵を描いてこうということになっております。そういったことを踏まえて、こういった表現にしています。

(辻 委員) ありがとうございます。

(坂本委員) 今の関連ですけど、結局、「今後の土地利用をもう一度検討する」は、「商業地への転換」から言うとならぬか、どういった具合に捉えたらいいですか。

(六條室長) 今の時点では、まったく白紙の状態です。商業地かもしれませんし、商業地でなくなるかもしれませんし。

(坂本委員) じゃ、随分後退している感じですか。

(六條室長) 後退と捉えるのかどうか分からないですけども・・・。

(坂本委員) はっきり「商業地へ転換」が、何になるのか分からないということですね。

(六條室長) 今の時点では、「今後どういった絵を描いていかれるか」ということになってきます。

(道上会長) 前は坂本さんが言われたように商業地域ということを中心に大まかな概念があったにも関わらず今度は、「もうちょっと住民の皆さん方の意見を踏まえながら」ということなのですが、それ以外にまた「社会経済情勢」、非常に漠っとしている。

それともう1つ、人口減少社会をどう見据えてやるかということ。これは、もういろいろなところでも言われているし、今後10年後、20年後は増えることはない。10年後でも結構人口は減少する。これは非常に分かりやすい指標なんですよ。それで、これ

をどういうふうに反映させて、そういうところの問題、他のところも含めて、マスタープランにきちんと議論されて入っているか。ちょっと後ろ向きになってなかなか難しいところもあるんですよね、

人口が減少するというのは事実であって、もう、少々の政策を打ったところでなかなか人口が増加するというのは難しいというふうに言われている。そことの関連をもうちょっと分かりやすく言ってもらいたい。

(坂本委員) 私は意見をちょっと言わせていただきますけど、やっぱり米子が発展するには、もう南部地域に視線を広げていかないと、発展の余地がないと思います。特に、既存の市街地や、弓浜半島方面は非常に地価も高いし、開発すると言っても地価が高すぎてなかなか難しい面がある。それから南部地域に広げていくと、南部には西伯町も、うちのまちなんかも含めて、土地はたくさんある。それで、可能性は非常に高いというふうには思っております、都市計画を進める中でちょっとこの南部地域への開発のウエイトというものを置いていった方がいいのではないかと、このように思っております。ご存知だと思いますけれども、今、西部の方では企業誘致も、どこの町に企業が来ても、皆でどこの町も応援するようにしています。米子市へ企業が来て、例えば、南部町から若い人が1人採用になったと。そうしますと30万円南部町が金を出すようにしております。日南町でもそうですし、日南町に来たときには、米子からも通った人があれば金を出すというようなことで、一緒に連帯して取組んでおります。そういう意味から言っても、もうちょっとこの南部地域に「今後の方向性を検討する」は随分後退した表現だなと思って残念に思いました。ぜひ、もうちょっと前向きに書いていただきたらと思うのですが、よろしくをお願いします。

(六條室長) すみません。将来の人口減少により地域コミュニティが薄れてくるのが危惧されますので、資料2の「都市づくりの課題(2) 番の地域コミュニティの活性化」において、活性化に向けた取組みの推進を記述させていただいております。ただ、市街化区域縮小というわけにもまいりませんし、逆に市街化区域拡大もなかなか説明がつかいません。国の方も、地域を集約して都市施設や商業施設を設け1つのコミュニティを作っていくといった施策を示されています。

(坂本委員) 昔、日南町は人口が2万人近くありましたが、今では5,000人にまで減少しました。どこへ行かれたかと言うと、南部町や伯耆町ですよ。米子や境のみで考えられるのではなく、もっと日野郡や西伯郡の方に目を向けて都市づくりを考えられた方が良いと思います。

(道上会長) 私の意見としては、人口減少の中、地域が生き残るために必要な施策を打っていくことが重要ということ。色々なやり方がありますが、例えば、地域間の連携を強くし都市部を活性化させつつも、都市部ではない地区でも生活できるようにするとか。市街化区域や市街化調整区域をどうするといった議論も必要ですが、地域をどのように活性化させるかということが肝心です。

(山口次長) 坂本委員、道上会長のご意見の通りと思っております。資料づくりの点で表現が足りない部分があったようですが、例えば、5ページの広域的視点での都市機能の強化では、エリア全体をどう考えていくのかということを書き記述しております。例えば、米子駅の南北自由通路については、先程申しましたように駅の北側と南側をどうしていくか、大山へのアクセスを考慮して南側をどうすべきか等、できるだけ広い視点で活性化を考えてまいりたいと思います。

- (片木委員) 駅南という言葉が使われていますが、どのエリアを指しておられますか。米子駅の南側の山にぶつかる付近までの広い範囲のことですか。従来のマスタープランではその広いエリアを商業地に転換すると記述されていますが、その後10年経ち、現状は商業地というよりは住宅地になっています。このため、現実的に商業地への転換は難しいと思います。一度建物が建ってしまうと直ぐに元に戻せる訳でもないので、駅南の比較的広い範囲を指す地区は、やはり住宅地としての位置付けが基本になると思います。それともう1つは、米子の町にとって商業地というのは、従来、駅の北側を言います。しかし、空きビルや空き家が多くかなり空洞化が進んでいます。このため、これ以上商業地を広げるとことは難しいと思います。先程室長さんが辻委員さんの質問に答えられた際、南北自由通路を建設して、駅南の開発可能な用地をどういう土地利用にするか現在検討委員会で議論しているとお説明されましたが、開発用地というのは、どこのことですか。
- (六條室長) 現在JRさんが持っておられる更地のことです。
- (片木委員) 現在のJRの線路の横の駐車場的に使われているような部分ですね。
- (六條室長) はい。
- (片木委員) 非常に限られた部分ですね。駅の南北自由通路が出来て、駅前広場が出来たら、確かに南部の地域から駅へのアクセスが良くなると思います。駅南地区が商業地から外されても大きな影響があるとは思えません。
- (辻委員) 居住環境の改善または維持に関する方針というところで、「地区計画等の事業手法の活用を検討する」とありますが、どういうことなのか詳しく説明してください。また、空き家はたくさんあると思いますが、米子市ではどのくらい居住地としての空き家があるのかおしえてください。
- (六條室長) 地区計画等の事業手法とは、一例として、一定のエリアの中で、塀や生垣を景観にも配慮したものにしなさいといった計画を定めることです。それと、実際の空き家の数についてのご質問がありましたが、これについては後ほどご説明をさせていただきます。
- (辻委員) 空き家の有効活用とともに空き家の景観を作っていくといったことですか。
- (河原技師) ここで言いたいのは、今あるものを有効活用していくことを基本にしつつも、地区内の道路をどうするかといったことを計画したり区画整理にて全体を整理し直すといったことも、検討はしていくという趣旨です。
- (辻委員) 空き家の有効活用の具体的な内容をおしえてください。
- (川原係長) 明確な空き家対策について今お答えできませんが、有効活用していくことを基本的な方向性として記述しております。
- (辻委員) 分かりました。私が考えていることとしては、全国で母子家庭がすごく多い中、その母子家庭の人が住みやすい町にしてはということ。鳥取県全体で子育て王国を前面に出してやっていますので、母子家庭で生活がしにくいとか、生きづらいといった全国の人たちを、鳥取県に移住してもらおうというのはいかがでしょうか。もう退職されているけど空き家を整備する技術を持っている方にお手伝いをしていただいて、安い家賃で県外から母子家庭の人に住んでもらう。こういった有効活用を考えると、実際に人口が増えていき、鳥取県が活性化していくと思います。
- (道上会長) 今の質問の関連ですが、空き家対策はどこが実施するのですか。
- (川原係長) もちろん県も取り組んでいますが、メインは市になろうかと思っています。
- (片木委員) 空き家改修の主体はどうしても民間になると思います。不動産会社が大きな役割を果たしていますが、私自身も取り組んでおりますNPO等の団体が行政と一緒に二

ーズに応える形で動くのが良いと思っております。

(濱田委員) 農業分野の視点からですが、都市計画で都市的土地利用の実現を目指すときに、優良農地の保全が大前提と言われておりましたけれども、ここで住民意見を踏まえるとなると、どうしても住宅建築についての規制緩和が出てきます。しかし、優良用農地はもちろん保全していかないといけないですし、耕作放棄地も本来であれば、それを有効に利用できるような方向に持っていきたいというのが、農業理念にいるものの気持ちです。

(六條室長) 農地は農地の法律の網がかかっていますので、都市計画で農地の取り扱いが決定するものではありません。なお、今回の見直しでは、県・市の農林部局、さらには農政局と協議を行っております。

(竺原委員) 5ページの地図の産業拠点について、境港の方には位置づけられています、米子の方には位置づけられていません。米子の方には拠点が無いということでしょうか。この地図を見ますと、高速道路から遙か彼方先に産業拠点があるという印象を持ちます。この産業拠点は海外だけを向いているかのように思います。

(河原技師) すいません。今のご意見から図面に問題があると思えました。今の県全体の流れとして、工業団地を作ってここに来て下さいというより、個別にオーダーメイド型の企業誘致をしているのが実態ですので、特に米子に産業拠点を記載しなかったまです。しかし、今の記載では、境港においてのみ、産業を育成するような印象を与えてしまうということです。修正させていただきます。

(道上会長) それ分かる図面にしないとね。時間がもうなくなってきましたので、議案3に移りましょう。

(六條室長) 今回の審議内容は「区域区分の変更」の予備審議です。3ページにいきます。区域区分制度の概要については皆さん知っておられると思いますが、昭和43年の都市計画法制定により創設されたものでして、本県におきましては鳥取と米子境港の2つの都市計画区域で指定されています。4ページにいきます。区域区分の変遷です。昭和46年に米子境港都市計画区域の線引きが行われまして、当時2,951haということでしたが、現状は平成24年になりますが、こちらが676haになりましてトータル3,627ha、23%、これは人口ですとか商業、いろんな増加に伴いまして、それぞれの区分が拡大していったというところがございます。

今回の見直し箇所は和田浜地区の市街化区域の南東の端になります。次のページの右下に拡大写真がありますが、全くの農地にして白ネギ畑です。次の頁にいきます。当時この和田浜地区は、昭和43年の新都市計画法の制定を契機に昭和46年の当初の区域区分のときに市街化区域に指定されております。当時の市街化区域指定の考え方ですが、規模として人口及び産業の見通しのもと、都市計画全体に必要な市街化区域の規模を算定して規模を決めた上で、市街化の現状や今後の開発見通し、具体的に配置例としまして米子駅前とか国道9号の周辺、皆生温泉地区などの既成市街地ですね、すでに市街地のところ、さらに工業団地等の計画的な開発が見込まれる地区として和田、夜見、富益といったところが特に市街化区域として指定されたものです。今回和田浜地区を市街化調整区域に編入する理由ですが、和田浜工業団地としましては、概ね工業団地化されていますが、市街化区域の端部である今回の変更箇所は、依然として農業が続けられています。こうした中、地元の関係地権者11名の総意で、今後も農業を続けるため、市街化調整区域に編入してほしいという要望があったものです。

それで米子市の意向を載せておりますが、和田浜工業団地は空き地がありますが引き続き企業誘致を進めていきたいけれども、当該地につきましては工業地域かつ市街化区域の端部であるというところと現状の土地利用が居住環境と営農環境との調和が図られていることから、関係地権者さんのご要望を踏まえ、市街化調整区域に編入し、営農を継続されることが望ましいというものです。

なお、今後のスケジュールとしましては、公聴会や縦覧を行った上で、11月の本審議をしたいと思っております。

(道上会長) ありがとうございます。いかがでしょうか。

(遠藤委員) 私は賛成意見です。住民が白ネギを作っていたら市街化のために違いがどんどんなくなって、農業を続けるために大変なことだと思った。さっきのご説明で地権者が農業をやるんだというはっきり意思表示された地域については、一度市街化区域に指定されていても変更することはしなきゃいけないじゃないかと思います。

(道上会長) 地元の人もそういうふうにしてほしいというご意見で、現在も農業をされているということですね。

(六條室長) はい。

(道上会長) 異存はないですね。今後本審議があるので、意見が変われば、また、審議も結構かと思えます。では、次は、4号議案。米子境港都市計画道路の変更についての説明をしてください。

(六條室長) 議案4の説明をさせていただきます。新規路線の決定でございます。

今回の審議内容につきましては、基本方針、関係機関との調整を終えていない段階で審議会に基本方針、概要を説明し、意見を伺うというものでございます。

まず場所ですが、ホテルわこうのある外浜産業道路と国道9号との交差点から、境港へ向かう道路との間に県道東福原樋口線という県道があります。その県道を横切る道路で区間①、②、③と区分しています。区間①につきましては、沿道住民の生活道路という性格です。区間②と区間③につきましては、広域的な幹線道路網を形成する市街地の幹線道路という性格を持った道路です。今回都市計画決定をしようとしているのは、この区間②の2.4kmの区間です。

概要としましては、交通量4,000台～1万台未満の都市部の都道府県道で第4種2級の道路規格。車道が2車線と両側に歩道を設けまして、全体の幅員が16m。一部交差点の部分では右折レーンを設置し幅員17mという計画です。それから、区間②の現況は、県道が途中で1回クランク状に折れているようなところがあります。また右折レーンがなく交差点で渋滞を起きているところ、幅員が狭くてすれ違いが難しいところ、歩道が未整備で歩行者の安全も確保されていないところがあります。この計画の中央に博愛病院という大きな病院があり、病院へのアクセスの必要がある。それから左側に黄色い破線が引いてありますけれども、これが市道安倍三柳線、昨年度都市計画決定終えまして、中海の方から事業に向かっているところです。市道安倍三柳線が順次出来てこの地区を通ると、そこから流れてくる交通で渋滞が起き、問題がさらに大きくなるということがあります。

次のページに右折レーンや歩道の未整備状況の写真を載せております。

区間③は、今回都市計画決定を検討している区間のさらに東寄りの区間です。こちら

の区間につきましても、幅員が狭いとか、歩道ができていないということで、状況は区間②と似ていますが、②と③では、新たな道路の整備による交通量の増加や、中央に大きな病院があるといったような違いがあります。

将来の交通量というものを推定しております。(1)は市道安倍三柳線が出来上がったという条件で、平成42年度の交通量を推計したものです。(2)は、(1)に加え今回計画している区間②の道路が整備された条件で、(1)に対する交通量の増減量を示したものになります。

国道431号の交通量は(1)では3万9,000台ですが、それが若干ですけど3,100台とか、2,000台減少し、区間②の方へ転換します。区間②の方は5,900台、6,100台という台数になっていますが、国道431号も渋滞という問題を抱えており、多少なりとも国道431号の交通量を減少させる効果が得られるという推計が出ています。

都市計画決定の方針ですけれども、幹線道路としての課題に対して、市道安倍三柳線の整備に併せて、一連区間を一体的に整備をするということで区間②の部分の幹線街路として都市計画決定したいと考えております。

なお、区間③につきましても、この区間②の整備状況の様子を見ながら、右折レーン整備等の交差点をポイント的に拡幅していくといった対応はとってみたいと考えております。区間③全線の拡幅という都市計画決定の必要性、方向性については区間②の整備状況やこの整備する道路以外にも現状の道路の交通量といった情報を踏まえまして今後検討していくということにしたいと思っております。

それでルートについては、現道を拡幅する1案と博愛病院の南北のいずれかを通る案ということで、合計3案作成しておりますが、現在米子県土整備局の方で地元説明に入ったばかりでございます。十分に地元と議論をしていただいて、ルートの確定をしていただけるというふうに思っております。

今後のスケジュールは、本審議後に地元関係、地元の皆さんと協議をしながら都市計画案を作成しまして、こちらも11月頃には次回の都市計画審議会でご審議をお願いしたいと思っております。

(道上会長) 交通渋滞の緩和、いろいろと狭隘な道路で事故も多いようですが、米子の委員さんどうですか。

(遠藤委員) 私はよく通るところですけど、本当に混雑する、ぜひその周りをよくしてもらいたい。要するに産業道路とか昔からあった県道にしても交通状況は悪いんですね。なので、ぜひ私から一言、こう思っております。

(道上会長) 他にどうぞ。

(坂本委員) 市道安倍三柳線がありますが、どの程度進んでいますか。整備が進めば相当改善しますね。

(六條室長) 安倍三柳線は南の方から整備しますが、平成29年度完了ということですか。

(道上会長) 審議している路線のもうちょっと北の方まで整備するのですか。

(六條室長) いや、29年度までには南までです。北の方は進捗具合を見ながら。

(道上会長) 北の方はまだ着手していないのですか。

(六條室長) まだ着手していません。都市計画は決定しています。

(坂本委員) 地元は案外市道安倍三柳線も重視しておりますね。

(道上会長) そういうこともね、それを今回この審議会でも地域住民の方にもご説明に上がっているからその結果を踏まえながらでしようけれども、これを都市計画決定にしたいと。

ルート案は3ルートあるね。それで、現道を拡幅する方法が値段的には一番高い。それから一番安いのは第2案。第2案の問題点もちょっと書いているけれども、病院に入る車が上手くいかない問題があるし線形もよくないですね。それを踏まえると、道路の専門家である事業者としては、この案3の南側バイパスルート、これが一番良さそうだという意味かね。

(森田課長) 米子土整備局の計画調査課森田と申します。地元には河崎地区と加茂地区の2つの地区がありまして、河崎地区の区長会で先週の金曜日に初めて説明をいたしました。そこで説明している案は、案3の南側バイパス案でございます。現道拡幅案につきましては、沿道に民家が多いので、これはもう地区への影響が非常に大き過ぎるということと事業費の方も相当かかるということで、この案は採用しておりません。それから第2案の北側バイパス案ですが、費用が一番安い案ですけれども、民家を避けると博愛病院のところで、患者さんの駐車場を分断するようなルートを取らざるを得ない。そこで、博愛病院さんに事前に相談したわけですけども、これはちょっと病院として成り立たなくなるので、病院としては困るということがありまして、次の案として黄色の南側バイパス案ということで少し費用が高くなりますけども、この案で今、住民説明会に入っているところでございます。

(道上会長) 委員の皆さんどうですか。

(笠原委員) あのあたりの道に紛れて入ったら、いかにして国道431号に抜けようかって悩んでしまうぐらいの細さなので、早く都市計画決定して、住民の意向の合意があれば早く工事進めてください。西部にはよく行くのでそう思います。私も実はあの辺に住んでいたことがあったので、状況はよく知っています。都市計画決定して、すぐ整備ができるのでしょうか。

(道上会長) 住民の合意をとって都市計画決定をしようとしているんですよ。

(六條室長) はい。

(道上会長) それから次が用地買収。工事はさらにその後になる。よう分からんな、何年かかるかね。

(坂本委員) 用地買収には数年はかかる。市長さんの説明ではね。

(道上会長) うん。住宅6軒、店舗5軒、公民館1軒やからな、ちょっとはかかっているけれども比較的人家は少ない。そこら辺は田んぼか畑だね、そのあたりには家を建てないんですか。

(六條室長) この黄色のバイパスルートですと、ほとんど畑と田んぼになっています。それでも現道のタッチするあたりの民家は引つかかる。

(道上会長) あそこはちょっと関係するところか。

(六條室長) はい。それから博愛病院のちょっと斜め下の方に赤いのが見えます。これが加茂公民館。

(道上会長) ということでですけども、住民の人の意見をよく聞いた上でまた判断してもらいたいですけど、今日あえて何か意見があれば申し上げてもらったら思います。早く造れというのは分かりますけども、それはまた住民の人の意見もありますのでね。

(谷本委員) 先程交通量の変化の話があって、例えば生活道路的な道路が増えるとかえって危険になるとか、そういう間接的な影響があるのかなのかちょっと分からない。土地勘がないので分からないのですけども、あるとすればそこら辺を住民にも聞いておく必要があるように思うんですけども、どうですか。

(六條室長) 住民の皆さんの意見を聞くということですが、都市計画決定の手続きの中で意見が出

てこようかと思えます。それから、この区間を全く手つかずのままに置くというわけではありません。事業手法として、都市計画決定する区間は都市計画決定をして事業をやっていくということであり、都市計画決定しない部分につきましては、先程説明の中でもあったかと思えますが、交差点改良というようなかたちで区間を区切って順次整備をやっていく手法で事業を進めていきたいというふうに思っております。

(谷本委員) ちょっと見ると交通量9800台が800台増えるから、結構違いが出ていますよね。今の9800台がどういう状況かちょっと私にはイメージができませんけども、例えばよくありますけど、コントロールだけとかスピードは出さないようにするとか、そういうようなこともまた沿道の方と話をしないといけない場面も出てくると思います。今日は予備審議ということでそういうこともあり得るかなということだけコメントしておこうと思えます。

(道上会長) 良い道路ができたから、周辺の交通が上と両側か両サイドから、どんと来るようなことがあったら中の人には困るわな。その辺またいろいろシミュレーションやってください。

(六條室長) はい。

(道上会長) 予定では、11月に本審議でここに上がってくるそうですから、そのときにまた議論させてもらって、今言ったような周辺の道路にどう影響が及ぶか、それなりに勉強していただいて。せつかくあれだけの資料持っておられるから、ある程度引き続きやろうと思う。

(道上会長) 他になければ、もう今日はこのぐらいで終わりにして。他に何かまだない。

(谷本委員) 資料1で、皆さんに見てもらったりして、ちょっと県東部の人間として、どうしても聞きたかったんですけども、地域の住民の意見を反映して都市づくりの課題、目標のコンパクトな都市づくりが地域コミュニティの活性化に変わったということでした。地域の住民の意向を踏まえるのは結構ですけども、ただやっぱり道上会長が言った人口減少とか、あとインフラと老朽化の話、管理がまともできないとか、それが今のその会議案だと全部きれいなかたちで、少しく今のように避けたいとかが見えなくて、やっぱり直視しなきゃいけないんじゃないかなあと。表現はいろいろあると思うんですけども、例えばその持続可能とかそういう言葉で表現をすればそんなに刺激的ではないと思うんですけどね。言いたいのは、そういうちょっと直視しなきゃいけないことをこの文章でちゃんと具体的なこの資料の中でもちょっと見えてこないというか勝負してないというような感想を持ちましたので、具体的にどうこうは申し上げませんが、少しそういうことにもじみ出るような言葉を使っていただくのがいいんじゃないかなというような感想を持ちました。以上です。

(道上会長) その辺も、よう勉強してもらって。枕詞だけにせずに、それをどう皆さん方が具体的に落としていくか、そのときに多少住民の人にもいろんな制約というか、厳しいことを言わないといけないかも分からんし、また夢も与えないかんし、そこだけがあんばいが難しいんじゃないかと思えます。1つよろしく。ということで今日はこのぐらいにさせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

(竹森課長) どうもご審議ありがとうございました。事務局より簡単に今後の予定について報告をさせていただきますが先程来お話がありましたように次回141回を11月に予定をさせていただきます。議案としましては本日の4件プラス鳥取都市計画道路他、米子境

港都市計画道路変更等のご審議をいただく予定としております。お忙しい時期とは思いますがご出席いただきますようよろしくお願いしたいと思います。また具体日程につきましては今後調整させていただきます。

終わりにになりましたが、委員の皆さまがたに1つ報告がございます。委員の皆さまのうち7名の方が今年の8月29日を持って任期満了となります。これまでさまざまな案件をご審議いただき、ありがとうございました。なお任期満了になられる7名さんの内6名の方におかれましては、現在事務局の方から再任の依頼もさせていただいております。よろしくお願いしたいと思います。会長の道上先生につきましては、ご在任期間が8年間を経過しますので、鳥取県の附属機関委員選任基準に基づきまして、やむなくこの度ご退任されることになりました。それで先生におかれましては平成18年より8年間審議会会長としまして、この鳥取県都市計画審議会をご牽引していただきました。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。それで、そういうことでございます。先生の方からご退任にあたりまして一言いただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

(道上会長) はい、それじゃ立たせていただいて。今お聞きしますと4期8年だそうでございます。そういうことで一応この期を持ちまして退任させていただきたいと存じます。

審議会ですら普通は本審議ぐらいしかしてないと思うんですけど、例えば都市計画、この路線をこう決めました、そういうことが1回ぐらい審議しただけで分からないのが普通なんです。そうしたときに、この審議会の在り方を変えようということで、通常の審議に加え予備審をやろうと。予備審は結論を出さんわけです。いろいろ意見を言ったり、あるいは認識を、この問題についてはこういう問題がありますよということを事務局の方からお話を願って我々の頭をちょっと訓練するというようなやり方に変えたわけです。これは、皆さんがたの理解をできるだけ広げていきたいということで僕はなんとかそういうふうにしたいと思っていてところ、法橋部長さんがすぐやられたということを私は認識している。その予備審を作ることによって皆さんがたのご意見も十分反映できるようになっていったわけです。

要するに私が言いたいことは審議会を、ないがしろというよりも隠れ蓑にしないように実質的に皆さんがたの意見が反映できるようにしていく、それがやっぱり住民の意見、あるいは地域の活性化にこの委員会が資するのではなかろうかと、こういうような感じを持ちました。それゆえですね、そういうことを事務局さんもやっていただいて、その成果として皆さんがたにもいろいろ意見も言ってもらうようになって非常にありがたい審議会に育ちつつある。それで、あとはですね、これをさらに発展的に次の会長さんの下でやっていただくとありがたい。8年に亘ってお世話になってありがとうございました。これからもよろしくお願い致します。どうもありがとうございました。

(竹森課長) それでは以上をもちまして審議会の方を終了させていただきます。今日は長時間に亘り皆さまどうもありがとうございました。